

☎ 環境生活課 環境係 ☎ (232) 2114

飼い主の皆さん、ペットのふんの後始末はきちんとしていますか。
 放し飼いや鳴き声でご近所に迷惑をかけていませんか。
 ペットの飼い方について、家庭でもう一度考えてみましょう。

犬を飼っている皆さんへ

■ふんを放置しないでください

犬が散歩中にしたふんは、自宅に持ち帰って処理するか、排便場所をしつけ、散歩時は運動だけに連れ出すように心掛けましょう。

■オシッコを他人の家の塀や門などにさせないようにしましょう

犬が散歩中、電柱などにオシッコをしているのは「マーキング」ですが、犬の習性だからと野放しにするのはやめ、飼い主が主導権を持った散歩をしましょう。

■リードにつなぎましょう

リードにつながらず放している犬は、道路に飛び出したり、他の犬とけんかしたり、他人に飛び付いたりするかもしれません。犬の命を守り、他人に迷惑を掛けないようにすることは、飼い主の責任です。

■鳴き声によるトラブル

飼い主が思っている以上に犬の鳴き声で迷惑をしている人が多いようです。トラブル防止のためには、犬の正しい管理と明るい近所付き合いが大切です。

■放し飼いは禁止されています

飼い犬がトラブルを起こさないためにも、巻き込まれないためにも、常につないでおきましょう。

猫を飼っている皆さんへ

猫には飼育方法の法規定がないため「放し飼いが当然」という風潮がありますが、それゆえ知らないところで悪さをし、他人に迷惑を掛けていることが多いようです。次のことに注意して飼育してください。

- ・自宅敷地内でふんや尿をする場所をしつける
- ・野良猫と区別するために首輪を付ける
- ・できる限り室内で飼う
- ・他所で悪さ(ふん尿、ごみの散らかしなど)をしたことを知った時、飼い主は速やかに責任を持って対応する
- ・管理ができない猫を増やさないために、必要に応じて去勢・避妊手術をする

ペットを飼っている皆さんへ

引っ越しなどでどうしてもペットを飼えない状況になった時は、必ず新しい飼い主を探してください。絶対に捨ててはいけません。

ペットの置き去りは、ふん尿やごみの散らかし、農作物などの窃取、大量繁殖、鳴き声などで周辺地域の生活環境を大変悪化させます。強い力を持った外来種は、生態系を狂わせる原因にもなります。

マナーを守って、住民がみんな協力し合い、住み良い環境にしましょう。

※飼育にあたりどうしても困った時は、菊池保健所 ☎0968(25)4135に相談してください。



空き地の雑草は除去しましょう

町は、「菊陽町あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」で、生活環境の保全と安全安心のまちづくりを進めています。これからの季節、町には多くの相談が寄せられます。雑草などの繁茂は、一般的な弊害として ▶ 枝葉などの隣接地への越境 ▶ 害虫の発生 ▶ ごみの不法投棄の誘発 ▶ 花粉アレルギー ▶ 道路の見通し遮へいによる交通事故の誘発 ▶ 周辺農地などへの種子の飛散 ▶ 防犯や美観上の問題 ▶ 冬期には枯れ草火災なども心配されます。所有者は適切な対応と管理をお願いします。



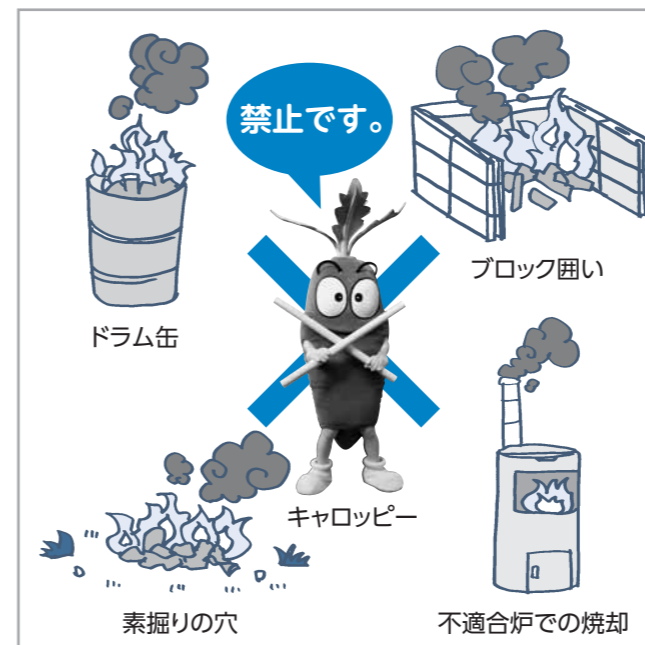
▲雑草が生い茂る空き地

■問い合わせ 環境生活課 環境係 ☎ (232) 2114

☎ 環境生活課 ごみ減量推進係 ☎ (232) 2114

野焼きとは

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを「野焼き」といい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」)で原則として禁止されています。「野焼き」には、地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶やブロック囲い、素掘りの穴、法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭でのごみの焼却行為はほとんど「野焼き」に当てはまるものと考えられます。



悪臭や大気汚染の原因になる野焼き

野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因になるため、周辺の人々に大変な迷惑となります。また、野焼きでは通常焼却温度が200℃～300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になるともいわれています。



▲周りに悪臭を放つ違法な野焼き

罰則があります

違反する野焼きを行った人には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられます(廃掃法第25条)。環境生活課では、定期的に野焼き防止パトロールを実施し、現地での指導などを行っています。町民の皆さんの理解と協力をお願いします。

燃やさずにごみを処分する方法

「ごみ収集カレンダー」「ごみの分け方・出し方」に従い、廃棄物(ごみ)を分別し、処分してください。また、事務所や工場、商店、飲食店など事業活動にともなう出る廃棄物は、その種類で「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類し、それぞれの収集運搬の許可を受けた業者に処分を委託するか、東部清掃工場に直接持ち込んでください。



例外的に認められる場合

- 次の場合などは、例外的に認められています。
- ・風俗慣習上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 例：どんど焼き、正月の「しめ縄、門松など」をたく行事
 - ・農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却(廃ビニールの焼却は不可)
 例：稲わらの焼却、焼き畑、あぜの草や下枝の焼却
 - ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
 例：落ち葉たき、キャンプファイヤー
- ※例外的に認められている場合でも野焼きは必要最小限にとどめてください。やむを得ず行う場合は、風の向きや強さ・時間帯・周辺の環境などに十分気を配り焼却を行ってください。